

「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会
早期事業再生検討ワーキンググループ 中間整理」に対する意見

2026年1月23日
日本労働組合総連合会

基本的考え方

事業再編は、経営側主導で進められることが多いが、労働者の雇用や労働条件に大きな影響を及ぼす懸念があることや、再編後の円滑な事業運営には労働者・労働組合の理解と協力が不可欠であることを踏まえた対応が必要である。

本制度における債務整理の対象は金融債権に限定されているが、事業再編を進める上では人員整理や労働条件の引き下げが行われることがほとんどであり、債務整理の結果として労働者にも影響が及ぶことになる。したがって、本制度においても、早期事業再生法の附帯決議を踏まえ、労働組合などへの事前の情報提供や協議をはじめ、労働者の雇用の安定がはかられるよう実効性あるルールを省令等で定めるべきである。

以下、個別の論点について意見する。

1. 手続に関与する主体について

③ 指定確認調査機関 (p. 41~44)

- 「中間整理」において、本制度の手続の適正性を確保する重要な主体である指定確認調査機関や、確認調査員の指定要件を厳格に規定していく方向性については、確認事業者に雇用される労働者保護をはかる観点からも望ましい。
- 法46条1項の指定確認調査機関の指定要件、省令で規定する内容はいずれも最低限の要件であるため、経済産業省として指定確認調査機関の業務の公正性を高めていく取り組みを継続的に実施いただきたい。
- 実務を担う確認調査員の要件として追加する研修については、事業再編に関わる課題を中心とした労働法制に対する理解が深まるよう、体系的かつ実践的な内容としていただきたい。

2. 早期事業再生法の手続について

⑤ 従業員から協力を得るための措置 (p. 71~72)

- 本手続を行うにあたっても、確認事業者に雇用される労働者が安心して働き続けられるよう、労働者の理解と協力を得ることが極めて重要であり、「中間整理」に記載のとおり省令に規定いただきたい。
- 通知する内容は「中間整理」に記載の内容を必須とした上で、個別の事案に応じて労働者や労働組合等に関わる内容を広く情報提供を行うことが望ましい旨もQ&Aや手引き等で明らかにしていただきたい。

- 附帯決議には「雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る」と幅広に記載されていることを踏まえ、「雇用の減少や賃金の減額が生じる見込みがある」場合でなくとも、労働条件の低下とはいえない変更等が生じる場合を含め、確認調査員や確認事業者に労働組合等との協議等に取り組むことを指定確認調査機関から積極的に促していただきたい。
 - 労働組合等への通知や協議が十全になされていないことについて、労働組合等から指定確認調査機関に情報提供がなされた場合には、必要な指導を行うとともに、悪質な場合には法令等に則って確認の取消しを含めた厳格な対応をいただきたい。また、こうした情報提供が可能であることを労働組合等に周知徹底いただきたい。
- ⑦ 権利変更議案・早期事業再生計画（p.82～83）
- 早期事業再生計画の記載事項について異論はないが、労働組合等への通知の時期や内容、協議の結果などについては、指定確認調査機関が必要に応じて当該労働組合等に事実関係の確認を行うことを明確にしていただきたい。
 - 附帯決議に記載のとおり、権利変更決議が、確認事業者とその労働組合による労働協約や協議内容に対して法的な効果を及ぼすものではないことをQ&Aや手引き等で明確にしていただきたい。また、こうした濫用的な取り扱いが生じないよう、経済産業省等から確認事業者をはじめ関係者に徹底いただきたい。

以上